

(平成21年9月2日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	8 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までの期間及び同年6月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、厚生年金保険加入期間と重複する期間を除く、37年1月から同年3月までの納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和37年1月から同年3月まで
②昭和37年6月から41年3月まで
③昭和42年10月から43年10月まで

私が20歳になった時、A県B市に居住していた母親が、私の将来のことを考え、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。ところが、社会保険事務所に、昭和37年1月から43年10月までの国民年金保険料の納付記録を照会したところ、「申立期間に係る国民年金保険料は納付されていた事実を確認できない。」との回答があった。

私は、母親から、「集金に来たB市役所の人から、『厚生年金保険に加入している場合、国民年金には加入しなくても良い。』と言われた。」と聞いた記憶があるが、母親は、そのまま私の国民年金保険料を納付してくれていたと思う。

母親は、高齢で、当時のことを覚えている可能性は少ないが、申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

また、厚生年金保険被保険者期間と重複して納付している国民年金保険料は、昭和47年2月から48年3月までの国民年金保険料未納期間に充当してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、3か月と短期間である上、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、昭和37年12月27日であることから、その時点では、当該期間の国民年金保険料は過年度納付により納付することが可能であり、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、当該期間の保険料を過年度納付により納付したものと考えるのが自然である。

申立期間②については、当該期間直前の昭和37年4月及び同年5月の国民年金保険料が納付済みであり、申立人が所持している国民年金手帳の昭和41年度及び42年度の国民年金印紙検認記録では、当該期間直後の41年4月から42年9月までの国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、間に挟まれた当該期間の国民年金保険料も納付されていたものと推認される。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、当該期間は厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金の被保険者となり得る期間でないことは明らかであることから、記録の訂正を行うことはできない。

なお、申立人は、「厚生年金保険被保険者期間と重複して納付している国民年金保険料は、昭和47年2月から48年3月までの国民年金保険料未納期間に充当してほしい。」と主張しているが、昭和37年6月から41年3月までの国民年金保険料については、厚生年金保険被保険者期間と重複して納付されていたと認められるものの、制度上、当該期間の国民年金保険料を当該未納期間に充当することはできない。

2 一方、申立期間③については、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が、申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は高齢で、当時の事情を覚えておらず、国民年金保険料の納付状況等が不明であるほか、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が所持している国民年金手帳の昭和42年度及び43年度に係る国民年金印紙検認記録（ただし、昭和43年度の印紙検認記録は、43年度を47年度に手書きで訂正されているが、43年度の印紙検認記録欄が空欄であったことから、申立人が、昭和48年の春にC町（現在は、D市）で国民年金の再加入手続をした際に、C町で訂正したものと推認さ

れる。)は、空欄となっている上、申立人は、当時、A県B市で同居していた母親から、「集金に来たB市役所の人から、『厚生年金保険に加入している場合、国民年金には加入しなくても良い。』と言われた。」と聞いた記憶があると申し立てていることから、申立人の母親は、B市役所担当者の助言を受け入れ、申立人の昭和42年10月以降の国民年金保険料を納付しなかった可能性があることを否定できない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の納付記録については、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までについて国民年金保険料の納付があったものとして記録を訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 61 年 7 月まで

私は、昭和 59 年 6 月末に会社を退職した後、国民年金への加入を母親から勧められた。アルバイトが忙しかったこともあり、母親に頼んで国民年金の加入手続と保険料の納付をしてもらっていた。保険料として、毎月のアルバイト料から 3,000 円ぐらいを母親に渡していた。

母親が、私の国民年金保険料を A 郵便局で納付していたこと、及び郵便局の窓口で「切り取り式」の納付書に領収印を押してもらっていたことなどを覚えている。その時の領収書は、8 年程前に引っ越した際、破棄してしまったようで、今は手元に無い。

母親から厳しく言われていたこともあり、年金は空白期間が生じないようにしていたことは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号が、昭和 61 年 6 月から同年 8 月までの間に払い出されていたものと推認できること、加入手続後、申立人に昭和 61 年度の納付書が発行されていること、及び社会保険庁のオンライン記録により、当該期間直後の 61 年 8 月分以降の国民年金保険料は、申立人が主張するとおり、おおむね毎月納付されていることを踏まえると、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 7 月までの期間の国民年金保険料は納付されていたものと考えるのが自然である。

2 一方、申立期間のうち、昭和 59 年 7 月から 61 年 3 月までの期間につ

いては、申立人及び申立人の当該期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親が当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、当該期間に係る国民年金保険料は、過年度納付でしか納付することができなかったものと考えられるが、申立人及び申立人の母親は、「毎月、きちんと納付していた。」と主張するのみで、当該期間に係る国民年金保険料をさかのぼって納付したとの主張は無い上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額について、平成3年9月は50万円、同年10月及び11月は53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年9月1日から同年12月21日まで

私は、平成2年3月から3年12月までA社に勤務し、月額約50万円の給与を受け取っていたが、社会保険庁の記録によると、同年9月1日から同年12月21日までの期間の標準報酬月額が20万円となっており納得できない。

申立期間に係る標準報酬月額を申立期間当時の給与に見合う額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録において、A社における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成3年9月は50万円、同年10月及び同年11月は53万円と記録されていたところ、申立人が当該事業所に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日（平成3年12月21日）の後の5年9月13日付けで、3年9月1日にさかのぼって、20万円に引き下げられていることが確認できる。

また、社会保険庁のオンライン記録により、当該事業所は、平成5年9月13日付けで、申立人のほかに従業員18人（事業主及び役員を除く。）の標準報酬月額についても遡及訂正処理を行っていることが確認できる。

さらに、当時、当該事業所の役員であった者は、「当時、A社は厚生年金保険料を滞納していた。社会保険事務所の指導を受けて、社員や元社員の標準報酬月額を引き下げたと聞いている。」としている上、当時の複数の同僚も「当時、会社の経営状態は良くなかったが、給与を下げられたこ

とはなかった。会社から、標準報酬月額を引き下げることについての説明はなかった。」としていることから、申立人が標準報酬月額の遡^{そきゅう}及訂正について事前に同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、このような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が当初届け出た、平成3年9月は50万円、同年10月及び同年11月は53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主（A社。現在は、B社）は、申立人が昭和15年6月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年11月28日に資格を喪失した旨の届出、同年12月8日に資格を取得し、同年12月21日に資格を喪失した旨の届出及び同年12月25日に資格を取得し、19年6月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立人に係る船員保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、150円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和20年5月1日から同年11月30日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のC社D支店における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を同年5月1日に、資格喪失日に係る記録を同年11月30日に訂正するとともに、申立期間のうち、同年11月30日から21年3月1日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（当時の届出及び納付義務者は、C社）における船員保険の資格取得日に係る記録を20年11月30日に、資格喪失日に係る記録を21年3月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額については、20年5月から同年10月までの期間を200円、同年11月から21年2月までの期間を250円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料及び船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和15年6月1日から21年3月1日まで

父親が、大正9年3月にA社に入社し、昭和23年4月25日まで在籍していたことを証するA社から交付された賞状がある。また、A社は、当時から世界でも有数の企業であり、船員保険法施行後に従業員を当該保険に加入させていないはずはなく、当然、父親も加入してい

たと思う。保険料が給与から控除されていたことを証明する書類は無いが、在籍を証明する書類はあるので、申立期間を船員保険加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の三女が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和15年6月1日から同年11月28日までの期間及び同年12月8日から同年12月21日までの期間については、B社が保管している被保険者カードによると、船名「E丸」に係る船員保険の資格取得日（昭和15年5月17日（ただし、船員保険料の徴収開始は昭和15年6月1日））及び資格喪失日（昭和15年11月28日）が確認できるとともに、船名「F丸」に係る資格取得日（昭和15年12月8日）及び資格喪失日（昭和15年12月21日）が確認できる上、社会保険庁が保管しているA社の「E丸」及び「F丸」に係る船員保険被保険者名簿の中に申立人の氏名は確認できないものの、両船舶に係る被保険者名簿には、i) 資格取得日が記載されていない被保険者が散見されること、ii) 当該名簿で確認できない記録がオンライン記録となっている者（例えば、被保険者名簿では、資格取得日が記載されておらず、資格喪失日が昭和18年8月19日となっている者が、オンライン記録では、15年6月1日から同年10月14日までの期間、同年10月26日から16年3月28日までの期間及び同年5月12日から18年8月19日までの期間が被保険者期間とされている者）が複数見られること、iii) 船員保険法施行（昭和15年）直後の資格取得者が、17年、18年の資格取得者以降の頁に記載されていることなど、欠落や記載漏れ等不自然な点が散見されることから、当該被保険者名簿の管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

また、申立期間のうち、昭和15年12月25日から19年6月15日までの期間については、B社が保管している被保険者カードによると、船名「G丸」に係る船員保険の資格取得日（昭和15年12月25日）及び資格喪失日（昭和19年8月15日（ただし、G丸は同年7月31日に遭難した記録が確認でき、被保険者名簿及びH證の資格喪失日はいずれも同年6月15日とされていることから、同年6月15日の記載誤りと推認される。））が確認できるとともに、申立人が保管していたH證において、申立人がG丸に乗船した日（昭和15年12月25日）及び下船した日（昭和19年6月15日）が確認できる上、社会保険庁が保管しているB社の「G丸」に係る被保険者名簿の中に、申立人と同姓同名（生年月日の記載なし）の者が確認でき、資格取得日は記載されていないものの、資格喪失日（昭和19年6月15日）及び標準報酬月額がB社の被保険者カード及び申立人に係るH證の記録と一致してい

ることから、この記録は、申立人のものであると認められる。

さらに、A社の事業を承継したB社は、「C社の管理下となる昭和17年3月以前については、申立人に係る船員保険の届出、保険料納付及び給与からの保険料控除は適正に行っていた。」としている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和15年6月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年11月28日に資格を喪失した旨の届出、同年12月8日に資格を取得し、同年12月21日に資格を喪失した旨の届出、及び同年12月25日に資格を取得し、19年6月15日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、昭和15年6月から同年10月までの期間及び同年12月から19年5月までの期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の船員保険被保険者名簿及びB社の被保険者カードから、150円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和20年5月1日から同年11月30日までの期間については、申立人が退職に当たって交付されたA社社長名の賞状により、申立人は、大正9年3月から賞状が交付された昭和23年4月25日ごろまで、A社に継続して勤務していたこと、及びC社社長名の辞令により、申立人が、20年5月1日付けでC社I部に配属されたことが確認できる上、同年4月1日時点におけるC社の職制及び業務分掌規程によるC社I部の業務内容から、申立人が厚生年金保険の適用対象者であったと推認される。

なお、申立人に係る昭和20年11月28日付け旅行証明書により、申立人の実際の勤務先がC社D支店J部であったことが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和20年11月30日から21年3月1日までの期間については、i) 20年11月29日付け乗船発令通知書から、申立人が同年11月30日にK市から事務長として乗船したことが確認できること、ii) 申立人の下船日は確認できないものの、船員保険法の改正により同年4月1日から適用範囲が予備員にも拡大されたこと、及び申立人は、申立期間直後の21年3月1日からC社L支店に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、当該期間は、船員保険の被保険者期間であったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和20年5月1日から同年11月30日までの期間については、厚生年金保険料を事業主（C社D支店）により給与から控除されていたものと認められるとともに、申立期間のうち、同年11月30日から21年3月1日までの期間については、船員保険料を事業主（当時の届出及び納付義務者は、C社）により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に対する乗船発

令通知書及び申立人の昭和 21 年 3 月に係るオンライン記録から、20 年 5 月から同年 10 月までの期間を 200 円とし、同年 11 月から 21 年 2 月までの期間を 250 円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料及び船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社は既に廃止されており、事業主に確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届がそれぞれ提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届がそれぞれ提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 20 年 5 月から同年 10 月までの厚生年金保険料及び同年 11 月から 21 年 2 月までの船員保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 一方、申立期間のうち、昭和 15 年 11 月 28 日から同年 12 月 8 日までの期間、同年 12 月 21 日から同年 12 月 25 日までの期間及び 19 年 6 月 15 日から 20 年 5 月 1 日までの期間については、退職に当たって A 社から交付された賞状により、申立人が大正 9 年 3 月から昭和 23 年 4 月 25 日ごろまで A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、当該期間において、社会保険庁が保管している A 社及び C 社に係る被保険者名簿、B 社の被保険者カード並びに申立人が所持していたその他の資料においても、申立人が乗船していた事実及び船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することはできず、ほかに申立てに係る事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

また、昭和 20 年 4 月 1 日に船員保険法が改正される以前については、予備船員は同法の適用対象とはされておらず、同僚の船員保険被保険者記録を見ても、乗船状況に応じて、資格の得喪を繰り返す記録となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 15 年 11 月 28 日から同年 12 月 8 日までの期間、同年 12 月 21 日から同年 12 月 25 日までの期間及び 19 年 6 月 15 日から 20 年 5 月 1 日までの期間については、申立人が船員保険被保険者又は厚生年金保険被保険者として当該期間に係る船員保険料又は厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和57年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年9月1日から60年8月1日まで

私は、昭和57年9月から60年10月までA社（配属先は、C支店）に勤務していた。採用形態はパートであったが、正社員と同じ様に勤務しており、厚生年金保険料等は給与から控除されていたと思う。

申立期間において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿及び在籍証明書により、申立人が、昭和57年9月1日から60年10月19日までの期間において、当時のA社に、パートとして9時から18時まで勤務していたことが確認できるところ、B社は、「当社では、正社員及び正社員の所定労働時間と同程度に勤務するパート勤務扱いの者は、社会保険の加入対象者としていることから、申立期間において、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。」と回答しており、これを否定する事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、「申立人の申立てどおりの届出及び保険料納付を行った。」としているが、これを確認できる関連資料は無く、事業主による申立てどおりの資格取得届や申立期間に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和 60 年 8 月 1 日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 57 年 9 月から 60 年 7 月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から同年12月まで

私は、平成6年9月に、社会保険事務所で健康保険任意継続被保険者資格の取得を行った際、社会保険事務所の職員から、「厚生年金保険の被保険者資格も喪失しているので、こちらもしっかりと手続きしておいた方が良いでしょう。」と言われ、同行していた元妻が、その時に、私の国民年金の加入手続きも併せて行ったはずである。

平成7年10月ごろ、社会保険事務所から電話があり、「平成6年10月分の国民年金保険料が夫婦共に未納となっているので納付するように。」と言われたが、元妻が、その分も含めて申立期間の国民年金保険料を納付しているのは間違いないと思う。少なくとも、申立期間のうち6年11月及び同年12月分の元妻の国民年金保険料は納付済みとされているのに、私の分が納付済みとされていないことに納得できない。申立期間を国民年金保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の元妻の所在が不明のため、事情を聴取することができず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人が主張するとおり、申立人の元妻が、申立期間のうち平成6年11月及び同年12月の国民年金保険料を7年4月4日に納付している

ことは確認できるものの、社会保険庁の記録上、申立人の申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

なお、社会保険庁の記録上、申立人の元妻の国民年金被保険者資格は、平成8年8月16日付けで6年11月1日から同年10月1日に訂正されていることが確認でき、このことにより同年10月分の国民年金保険料が未納となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 11 月から 33 年 10 月まで

私は、昭和 31 年 11 月ごろに臨時職員として A 社に入社し、2、3 か月経過した後、正社員に昇格し、同僚と共に工場に移った。工場に移ってからは、溶かした鉄を型に流し込む作業や商品の水圧検査（水漏れの確認）等を行い、33 年 10 月ごろまで勤務していた。

しかし、社会保険事務所に照会したところ、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間となっていないことが分かった。

ほぼ同じ期間、同じ仕事に従事していた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、私には加入記録が確認できないことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間において、A 社に勤務していたことは、当時の複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、当時、当該事業所の役員であった者は、「私は、現場担当であり、それぞれの社員ごとの事務手続については承知していないが、A 社では社員を雇用後すぐには厚生年金保険に加入させず、勤務態度や作業の習熟度等を見極めた上で厚生年金保険の加入手続を行っていた。」と証言している上、申立期間において当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち事情を聴取できた 16 人（申立人が覚えている同僚 2 人を含む。）のうち 13 人については、それぞれが記憶している入社時期と厚生年金保険被保険者資格取得日が一致しておらず、そのうち少なくとも 5 人は入社時期から 1 年以上経過した時点で被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員

員に対して、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は確認できない上、社会保険庁が保管している事業所別及び個人別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿において、申立人に係る記号番号が払い出された形跡は見当たらず、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は既に死亡している上、当時の同僚及び申立期間において当該事業所に勤務していた複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実等をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 34 年 7 月から 35 年 5 月まで

②昭和 35 年 5 月 10 日から 41 年 1 月 21 日まで

申立期間①については、私は、昭和 34 年 7 月に A 社に入社し、ボルトやナットを洗浄する仕事に従事していた。当該事業所に係る厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、加入記録が確認できないとの回答があった。

申立期間①において、当該事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間①について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

申立期間②については、私は昭和 35 年 5 月、B 社に入社し、41 年 1 月に退職した。当該事業所に係る厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所に照会したところ、既に脱退手当金として支給済みとの回答があった。

しかし、私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、少なくとも申立期間①の一部において、A 社に勤務していたことは、複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、申立期間①及びその前後の期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認でき、かつ、事情を聴取することができた 18 人（申立人が覚えている同僚を含む。）のうち 13 人については、本人が記憶している入社日と被保険者資格取得日が一致していない上、当時、社会保険等の事務を担当していた者も、「当時は、従業員

が事業所をすぐにやめないかどうかを判断するためにしばらく様子を見ていたので、入社後すぐには厚生年金保険の資格取得に係る手続をしていなかった。」としているほか、申立人が自分より先に入社したとする3人は、いずれも申立人が当該事業所を退職したとする時期の直前である昭和35年4月に被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員に対して、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の整理番号順に記載されており、申立期間①及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、社会保険庁が保管しているB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、昭和34年5月20日から36年4月20日までの間に被保険者資格を取得した女性のうち、申立人の被保険者資格喪失日である41年1月21日の前後1年以内に資格喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たす7人（申立人を除く。）の支給記録を確認したところ、5人に脱退手当金の支給記録が確認でき、いずれも当該事業所に係る資格喪失日から6か月以内に支給された記録となっていることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間②の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年4月4日に支給決定された記録となっているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 1 日から 41 年 9 月 21 日まで
私は、昭和 39 年 7 月に A 県 B 市の C 社に従妹と一緒に入社したが、41 年 9 月に退職し、実家のある D 県 E 町（現在は、F 市）に戻った。
昨年、年金受給手続のために社会保険事務所に行った際、申立期間については脱退手当金が支払われているとの説明を受けたが、私は脱退手当金を受給した記憶は無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している申立人に係る脱退手当金裁定請求書によると、その住所欄には、申立人が C 社を退職後に転居したとする実家のある E 町の住所が記載されているほか、当該裁定請求書には、「41.12.21 小切手交付済」及び「第 6076 号 D 県 G 郵便局」の印が押されており、脱退手当金は、実家のある E 町の金融機関（郵便局）での隔地払いとなっていることが確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 41 年 12 月 21 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 5 月から同年 11 月まで

私は、昭和 31 年 3 月に高校を卒業して 1、2 か月後、高校の紹介により、A 社に入社した。技術者として数か月間勤務していたが、体調不良のため、2 か月程自宅で療養した後に退職した。申立期間については、正社員として当該事業所に勤務し、給与を毎月支給されていたので、厚生年金保険にも加入していたと思う。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、少なくとも申立期間の一部において、A 社 B 支店（B 支店は、昭和 34 年に本社から独立し、現在は、C 社。本社は、46 年に合併により、現在は、D 社）に勤務していたことは、当時の複数の同僚の証言により推認できる。

しかし、C 社及び D 社は、「申立人の在籍期間や厚生年金保険の加入状況については当時の資料等が無く不明である。」としており、当時の事業主は所在不明である上、当時の同僚は、「当時は、入社してから半年程度の試用期間があったと聞いたことがある。」としているほか、申立期間において当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者は、「3 か月間の見習期間（試用期間）があることを聞いて入社した。」としており、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、被保険者は健康保険の番号順に記載されており、申立期間及びその前後の期間に欠番は

無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 46 年 12 月から 47 年 7 月 1 日まで
②昭和 47 年 9 月から同年 12 月まで
③昭和 48 年 1 月から同年 3 月 1 日まで

申立期間①について、私は、昭和 46 年 12 月に営業担当としてA社に採用され、47 年 7 月まで勤務していたのに、同年 7 月の 1 か月分しか加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間②について、私は、昭和 47 年 9 月から同年 12 月まで、B社の道路等の工事現場で働いていたのに、加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間③について、私は、昭和 48 年 1 月に営業担当としてC社に採用され、同年 12 月まで勤務していたのに、最初の 2 か月間の加入記録が無いことに納得できない。

申立期間について、いずれの事業所にも勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が、A社に勤務していたことは、雇用保険の記録から確認できる。

しかし、申立期間①当時、当該事業所の経理を担当していた者は、「当時、A社では、営業職等の社員は、雇用保険には採用後すぐに加入させていたが、厚生年金保険には職務能力を見極めるために 6 か月前後の試用期間を設けていたので、採用後すぐには加入させていなかった。」と証言している上、申立人と同じ営業所で営業を担当していた複数の同僚は、それぞれ「入社から 8 か月後に厚生年金保険に加入した。」、「自分が入社し

た昭和 33 年ごろは、1 年間の試用期間を経て厚生年金保険に加入させていた。申立人が入社した 45、46 年ごろは 6 か月前後の試用期間を経て厚生年金保険に加入させていたと思う。」等と証言していることから、当該事業所では、必ずしもすべての従業員に対して、入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがえる。

また、当該事業所は既に全喪している上、当時の事業主は既に死亡し、全喪当時の事業主は、「当時の資料は既に廃棄処分しており、申立人に係る厚生年金保険料の控除の事実是不明である。」としているほか、申立期間①当時、当該事業所に勤務していた者に事情を聴取しても、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、社会保険庁が保管している当該事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の資格取得日（昭和 47 年 7 月 1 日）はオンライン記録と一致しており、事務処理において特に不自然な点は認められない。

申立期間②について、申立人は、B 社に勤務し、道路等の工事現場で一緒に勤務していた同僚 3 人を覚えているとしている。

しかし、申立人が覚えている同僚の氏名は姓のみのため、その者を特定することができず、申立人が覚えている同僚と同姓の者で当該事業所に係る被保険者資格を取得している 6 人に事情を聴取したところ、いずれも被保険者資格取得日は申立期間②以降であり、申立人を覚えていないとしている上、うち 1 人は、「当時、B 社では、現場作業員は厚生年金保険に加入させていなかった。私は、20 年間、B 社に現場作業員として勤務していたが、厚生年金保険に加入させてもらったのは、退職の 2 年前である。それまでは国民年金に加入していた。」と証言している。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の氏名は確認できない上、申立期間②及びその前後の期間に整理番号に欠番も無く、事務処理において特に不自然な点は認められない。

さらに、当該事業所は既に全喪し、当時の事業主は死亡している上、全喪時の事業主及び経理担当者は、いずれも「倒産した時に、すべての書類は廃棄処分しているため、申立人に係る厚生年金保険料の控除の事実是不明である。」としており、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる証言を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人が、C 社に勤務していたことは、雇用保険の記録や事業主の証言等から確認できる。

しかし、当該事業所が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書の被保険者資格取得日

(昭和 48 年 3 月 1 日) はオンライン記録と一致している上、当該事業所が保管している給与台帳によると、申立人の昭和 48 年 1 月分及び同年 2 月分として支給された給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、当該事業所は、「当時、当社では、従業員が当社に適応できるかどうかを見極めるための試用期間を設定しており、その間は厚生年金保険に加入させていなかった。試用期間は従業員によって異なり、試用期間が 6 か月間という人もいた。申立人については、昭和 48 年 1 月及び同年 2 月の 2 か月間は試用期間として、厚生年金保険に加入させていなかった。当社は、当月分の保険料を当月分の給与から控除しており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除し始めたのは 48 年 3 月分からである。」と証言している。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 21 日から 44 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 39 年 3 月に A 社に入社し、44 年 8 月に第一子を妊娠したため退職した。当時は、脱退手当金のことなど聞いたことも無く、そのような制度があることすら知らなかった。脱退手当金をもらった記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管している A 社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の前後において、昭和 38 年 3 月 21 日から 39 年 10 月 21 日までの間当該事業所の厚生年金保険被保険者資格を取得した女性のうち、被保険者資格を喪失した時点で脱退手当金の受給資格を満たしていない者及び被保険者資格を喪失後、遅くとも 3 か月以内に別の事業所の被保険者資格を取得している者を除く 24 人（申立人を含む。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10 人（申立人を含む。）に脱退手当金が支給決定された記録が確認でき、そのうち 9 人（申立人を含む。）は、当該事業所に係る資格喪失日から 5 か月以内に支給決定された記録となっていること、及び申立人と同時期に支給決定された記録のある 3 人のうち事情を聴取できた 2 人は、いずれも「退職時に、事務担当者から脱退手当金の説明を受け、受給するか否かの選択を迫られ、受給することにした。」と証言していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、社会保険庁が保管している当該事業所に係る申立人の健康保険厚

生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは認められず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月半後の昭和44年10月13日に支給決定された記録となっており、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 12 月 1 日から 12 年 2 月 1 日まで
私は、平成 11 年 3 月から 12 年 1 月までの期間、A社から派遣されて、B社の社員寮で働いていたが、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、「A社から派遣されて、B社の社員寮で働いていた。」としているところ、雇用保険の記録によると、申立人は、C社において、平成 11 年 12 月 1 日にC社に係る雇用保険の被保険者となり、12 年 1 月 31 日に離職していることが確認できる上、申立人が所持している退職金支給に係る通知はC社から発出されており、当該通知には、「入社日 1999. 12. 1」、「退職日 2000. 1. 31」と記載されていることから、申立人は、申立期間において、C社に雇用されていたことが確認できる。

また、C社が保管している賃金台帳（1999 年分及び 2000 年分）により、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録上、申立人のA社に係る被保険者資格記録照会回答票において、申立人のA社に係る被保険者資格喪失の処理（資格喪失日は、平成 11 年 12 月 1 日）が平成 11 年 12 月 3 日に行われていることが確認できる上、被保険者資格を訂正した形跡も認められず、事務処理において特に不自然な点は認められないほか、C社に係

る被保険者縦覧照会回答票においても、申立期間及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 50 年 4 月 1 日から同年 11 月 10 日まで
②平成 11 年 12 月 1 日から 12 年 2 月 1 日まで

申立期間①について、私は、A社が所有する船舶に乗船しており、船員保険に加入していたと思うので、申立期間①において、船員保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間①について、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

また、申立期間②について、私は、平成 2 年 8 月から 12 年 1 月までの期間、B社に勤務しており、申立期間②においては、B社から派遣されて、C社の社員寮で働いていたが、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。

申立期間②について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の同僚の証言により、申立人が申立期間①において、「D」という船舶に乗船していたことが推認できる。

しかし、A社の事業を継承したE社は、「申立人は、昭和 50 年 3 月 14 日から同年 11 月 9 日までは、外国船籍の『D』に乗船していたため、船員保険に加入できなかった。」としているところ、申立人と交代で当該船舶を下船したとしている者の当該船舶に係る乗船証明書により、当該船舶が外国船籍で、かつ、外国法人が所有する船舶であったことが確認できる

上、申立期間①は、制度上、日本の船舶所有者に使用されている日本人船員であっても、外国法人等の船舶に派遣された者は、その期間において、船員保険の被保険者となれなかった期間である。

また、E社が保管している申立人の船員保険被保険者台帳において、申立人が、昭和50年3月14日付けで船員保険の被保険者資格を喪失し、同年11月10日付けで被保険者資格を再取得した記録が確認できる（当該台帳には、「D 任意継続（1月のみ）」と記載）ところ、申立人と共に当該船舶に乗船していたとしている同僚は、社会保険庁のオンライン記録において、同年3月14日付けでA社に係る船員保険の被保険者資格を喪失（同年3月14日付けで船員保険の年金任意継続被保険者の資格を取得し、同年11月10日付けで同資格を喪失）し、同年11月10日付けでA社に係る船員保険の被保険者資格を再取得していることが確認できる。

さらに、社会保険庁が保管しているA社に係る船員保険被保険者名簿の被保険者資格取得日及び喪失日は、いずれもオンライン記録と一致している上、被保険者は被保険者証番号順に記載されており、申立期間①及びその前後の期間に欠番は無く、事務処理において特に不自然な点は認められないほか、申立人に係る船員保険の年金任意継続被保険者台帳において、申立人の被保険者資格取得年月日は50年3月14日、同資格喪失日は同年4月1日であり、備考欄に「期間満了につき進達」と記載されていることから、申立人は、船員保険の受給資格（15年）を満たしたことにより、年金任意継続被保険者資格を喪失したことが確認できる。

このほか、申立期間①において、事業主により申立人の船員保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間①に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人は、「B社から派遣されて、C社の社員寮で働いていた。」としているところ、雇用保険の記録によると、申立人は、F社において、平成11年12月1日にF社に係る雇用保険の被保険者となり、12年1月31日に離職していることが確認できる上、申立人が所持している退職金支給に係る通知はF社から発出されており、当該通知には、「入社日 1999.12.1」、「退職日 2000.1.31」と記載されていることから、申立人は、申立期間②において、F社に雇用されていたことが確認できる。

また、F社が保管している賃金台帳（1999年分及び2000年分）により、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録上、申立人のB社に係る被保険者資格記録照会回答票において、申立人のB社に係る被保険者資格喪失の処理（資格喪失日は、平成11年12月1日）が平成11年12月3日に行われていることが確認できる上、被保険者資格を訂正した形跡も認められず、事務処理において特に不自然な点は認められないほか、F社に係る被保険者縦覧照会回答票においても申立期間②及びその前後の期間において、申立人の氏名は確認できない。

このほか、申立期間②において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。